

工事における週休2日の取得に要する費用の計上について（試行）（令和元年6月20日付け元林整計第65号林野庁森林整備部計画課長通知）
一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行																													
<p>第1 現場閉所による週休2日方式</p> <p>1 (略)</p> <p>2 定義</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 4週8休以上 対象期間内の現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。<u>ただし、対象期間において暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない場合は、対象期間内の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休(28.5%)以上を達成しているものとみなす。</u> なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。</p> <p>(5)～(6) (略)</p> <p>(7) 復興係数 東日本大震災及び平成28年熊本地震における復興係数をいう。</p> <p>3 発注方式 <u>令和6年4月1日以降に発注手続きを開始する全ての工事を対象に、発注者指定方式により発注することを原則とするが、現場条件等からこれにより難しい場合は受注者希望方式で発注することができる。</u></p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>4 積算方法等</p> <p>(1) 補正係数 週休2日の確保に取り組む工事において、対象期間中の現場閉所率に応じて、それぞれの経費に以下の補正係数を乗じるものとする。 表1 (略) ア・イ (略) ウ 市場単価 市場単価に施工条件等による加算率及び補正係数を乗じて算出した設計単価に、表2に掲げる補正係数を乗じるものとする。 表2 (略) <u>エ 土木工事標準単価</u> <u>土木工事標準単価に施工条件等による補正係数を乗じて算出した設計単価に、表3に掲げる補正係数を乗じるものとする。</u> <u>表3</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">名 称</th> <th style="width: 10%;">区 分</th> <th style="width: 15%;">4週8休以上</th> <th style="width: 15%;">4週7休以上 4週8休未満</th> <th style="width: 15%;">4週6休以上 4週7休未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区画線工</td> <td></td> <td>1.05</td> <td>1.03</td> <td>1.01</td> </tr> <tr> <td>排水構造物工</td> <td></td> <td>1.05</td> <td>1.03</td> <td>1.01</td> </tr> <tr> <td>コンクリートブロック積工</td> <td></td> <td>1.05</td> <td>1.03</td> <td>1.01</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">構造物取りこわし工</td> <td>機械</td> <td>1.04</td> <td>1.03</td> <td>1.01</td> </tr> <tr> <td>人力</td> <td>1.05</td> <td>1.03</td> <td>1.01</td> </tr> </tbody> </table> <p>オ・カ (略)</p>	名 称	区 分	4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満	区画線工		1.05	1.03	1.01	排水構造物工		1.05	1.03	1.01	コンクリートブロック積工		1.05	1.03	1.01	構造物取りこわし工	機械	1.04	1.03	1.01	人力	1.05	1.03	1.01	<p>第1 現場閉所による週休2日方式</p> <p>1 (略)</p> <p>2 定義</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 4週8休以上 対象期間内の現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。</p> <p>(5)～(6) (略)</p> <p>(7) 復興係数 東日本大震災、平成28年熊本地震及び平成30年7月豪雨における復興係数をいう。</p> <p>3 発注方式 <u>次のいずれかによる方式を基本とする。</u></p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>4 積算方法等</p> <p>(1) 補正係数 週休2日の確保に取り組む工事において、対象期間中の現場の閉所状況に応じて、それぞれの経費に以下の補正係数を乗じるものとする。 表1 (略) ア・イ (略) ウ 市場単価 市場単価に施工条件等による加算率及び補正係数を乗じて算出した設計単価に、表2に掲げる現場閉所の状況に応じた補正係数を乗じるものとする。 表2 (略) (新設)</p> <p>エ・オ (略)</p>
名 称	区 分	4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満																										
区画線工		1.05	1.03	1.01																										
排水構造物工		1.05	1.03	1.01																										
コンクリートブロック積工		1.05	1.03	1.01																										
構造物取りこわし工	機械	1.04	1.03	1.01																										
	人力	1.05	1.03	1.01																										

(2) (略)

5 (略)

第2 交替制による週休2日方式

1 (略)

2 定義

(1)～(5) (略)

(6) 復興係数

東日本大震災及び平成28年熊本地震における復興係数をいう。

3 (略)

4 積算方法等

(1) 補正係数

交替制による週休2日に取り組む工事において、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率に応じて、それぞれの経費に以下の補正係数を乗じるものとする。

表4 (略)

ア 労務単価

補正前の労務単価に、表4に掲げる休日率に応じた補正係数を乗じるものとする。

イ 市場単価

市場単価に施工条件等による加算率及び補正係数を乗じて算出した設計単価に、表2に掲げる補正係数を乗じるものとする。

ウ 土木工事標準単価

土木工事標準単価に施工条件等による補正係数を乗じて算出した設計単価に、表5に掲げる補正係数を乗じるものとする。

表5

名 称	区 分	4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満
区画線工		1.05	1.03	1.01
排水構造物工		1.04	1.02	1.01
コンクリートブロック積工		1.04	1.03	1.01
構造物取りこわし工	機械	1.04	1.02	1.01
	人力	1.05	1.03	1.01

エ 現場管理費率

補正前の現場管理費率に施工地域を考慮した補正係数を乗じた後、治山ダム補正及び施工時期、工事期間等補正を加算するものとする。

前項により算出された現場管理費率に、復興係数及び表4に掲げる休日率に応じた補正係数を乗じるものとする。

(2) (略)

(2) (略)

5 (略)

第2 交替制による週休2日方式

1 (略)

2 定義

(1)～(5) (略)

(6) 復興係数

東日本大震災、平成28年熊本地震及び平成30年7月豪雨における復興係数をいう。

3 (略)

4 積算方法等

(1) 補正係数

交替制による週休2日に取り組む工事において、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率に応じて、それぞれの経費に以下の補正係数を乗じるものとする。

表3 (略)

ア 労務単価

補正前の労務単価に、表3に掲げる休日率に応じた補正係数を乗じるものとする。

(新設)

イ 現場管理費率

補正前の現場管理費率に施工地域を考慮した補正係数を乗じた後、治山ダム補正及び施工時期、工事期間等補正を加算するものとする。

前項により算出された現場管理費率に、復興係数及び表3に掲げる休日率に応じた補正係数を乗じるものとする。

(2) (略)

附 則

- 1 この改正は、令和6年4月1日から適用する。
- 2 「工事における週休2日の取得に要する費用の計上について（試行）」の一部改正について（令和6年3月19日付け5林整計第996号）は廃止する。